

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. WLB 労働時間に関する 取組事例

3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 高年齢者雇用安定法の改正 (平成25年4月1日施行) について

高年齢者雇用安定法は、高年齢者等の職業の安定を図ることを主な目的として定められ、会社の定年に関する規程に影響を及ぼす法令です。平成24年8月29日にこの法令の一部改正案が成立し、来年の平成25年4月1日から施行されることとなりました。今回改正されるポイントは以下の通りです。

【改正のポイント】

① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき、事業主が労使協定により定める基準によって限定できる仕組みが廃止されます。但し、平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合は、年金の支給開始年齢の引上げにあわせた経過措置が認められています。

② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業範囲の拡大 (※)

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業範囲をグループ企業(子会社・関連会社など)まで拡大する仕組みを設ける。

③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

④ 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

事業主が講じるべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

(※)

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。



この改正法の施行は平成25年4月1日です。

しかし、直ちに65歳までの継続雇用を義務づけるものではありません。ポイント①の通り老齢厚生年金の支給開始年齢引上げに合わせた経過措置が設定されていますので、改正までに就業規則や労使協定の見直し、継続雇用後の雇用条件の設定などを見直しましょう。

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策 ～ 管理職に抜擢した女性社員が辞めてしまう ～

時間と費用を掛けて育成したのに管理職に抜擢した途端に辞められてしまう、このようなことはありませんか？『このタイミングで何故？後任はどうしたらいいんだ・・・』と思悩む企業は多くあります。管理職登用前の十分な意思確認と登用後のフォローで継続就労に繋げた事例をご紹介します。

■ 管理職数の数値目標の設定と女性の部下育成をターゲットとした 評価項目の設定

女性課長および女性部長の人数について、期限付き数値目標を設定している。管理職の評価項目には「部下の育成」に「女性社員の育成」を設けている。同年代の男女の部下がいると、つい女性より男性に仕事を任せる上司が多いためである。（電気機械器具製造業／1,000人以上）

■ メンター制度の導入、上級管理職によるワークショップの開催

上司とは異なる立場から、女性の自己啓発や仕事上の能力開発をサポートすることを目的としてメンター制度を導入。導入から3年間が経過した頃、その取組を踏まえ、新しいプランを作った。これにより、キャリア設計支援システムの構築、キャリア設計に基づく系統化した研修、上級管理職（主に男性）による女性活用のワークショップの開催などを推進してきた。（化学製品製造業／1,000人以上）

● ここがPoint

本人に対して周囲が高く評価をしていることを示して自信を与えることは大切ですが、数少ない女性管理職の代表として必要以上に気負わせないことが重要です。

3. 所長コラム

■ 一票の格差

国は、良いですね。国の行ってることは憲法違反だー！と判決が下っても、「分かりました。次の次に直しますから、今回は取り合えず今までのままで・・・」がまかり通るから。

衆議院議員の定数は、憲法違反ですと判決が下っても、「分かりました。次の次に直しますから、今回は取り合えず今までのままで・・・」がまかり通るから。

法の下での平等を定めた憲法に違反するかが繰り返し裁判で争われ、最高裁はこれまで、衆院選では「3倍未満」、参院選では「6倍未満」の格差を容認してきました。つまり衆議院では3倍までですから、議員一人に対し3倍の有権者のいる選挙区では0.33票の重さしかない。参議院に至っては0.166票の重さしかないこととなります。愛知県の場合、1区から15区までありますが0.51～0.58票、参議院に至っては0.25票となります。

まあ、10,000円が他県に行ったら5,100円しか価値がないのとは違い、あまり実感がないのかもしれないですね。でもこれって、なんだかモヤモヤしてますが、とても大きな不利益を被ってることに成るんじゃないのかな？と思うのは私だけ？



私の一票は【清き一票】じゃなかったの？
有権者の意志はみな平等で、
その一票の持つ重みも同じで
あるべきなのに・・・